

第3回八街市農業委員会総会

平成25年3月18日

八街市農業委員会

平成25年第3回農業委員会総会

平成25年3月18日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 9. 岩品 要助 | 18. 石井とよ子 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 19. 関端 旭 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 20. 菅野喜男 |
| 5. 赤地達雄 | 13. 飛田育男 | 21. 三須裕司 |
| 6. 内藤富夫 | 14. 瀬山哲信 | 22. 川野 繁 |
| 7. 林 和弘 | 15. 井口政直 | |
| 8. 鈴木勝雄 | 16. 中川利夫 | |

2. 欠席者

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 2. 立崎義久 | 12. 小山優一 | 17. 井野 基 |
|---------|----------|----------|

3. 事務局

- | | |
|-----------|-------------|
| 事務局長 藤崎康雄 | 主 査 補 山内裕義 |
| 主 査 菅沼邦夫 | 主 査 補 山浦美江子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第4号 特定農地貸付け申請の承認について
- 議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認
について
- 議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○川野会長

平成25年の第3回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

三寒四温といいまして、日増しに寒かったり暖かかったりして、陽気は大分よくなりましたけれども、先日の砂塵の嵐にはほどほど皆様方にも苦勞されたことと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第5条、本体で7件、農地法第5条の計画変更1件、農用地利用集積計画の承認2件、特定農地貸付け申請の承認1件、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認、農用地利用集積計画の中途解約1件、合わせまして総件数で14件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は19名です。定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、井野委員、立崎委員、小山委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

3月4日、月曜日。午後2時から八街市地域農業再生協議会通常総会が市役所第1会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

3月6日、水曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、関端部長、林委員、瀬山委員出席のもと実施いたしました。

3月10日、日曜日。午前9時30分から北総中央用土地改良区総代会がJA富里市で開催されまして、川野会長が出席しております。

3月13日、水曜日、午後1時30分からと3月14日、木曜日、午後1時30分から、おのおの部の現地調査、面積調査を実施いたしました。出席委員は、三須副会長、関端部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号20番の菅野委員、21番の三須副会長をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在大木字北大富向、地目畑、面積108平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、宅地拡張用地。承継事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が狭く駐車スペースなどが不足しているため、当該申請地を宅地として拡張したい。

また、本件は議案第2号3番に関連しております。

なお、農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、石井委員、お願いいたします。

○石井委員

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、あと、それから、議案第2号と関連して報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向に約1キロメートルの地点に位置し、国道409号線から位置指定道路を通り、進入路は確保されております。

農地性としては、大型スーパー、バイパス道路、住宅地に隣接し、街区を形成している用途地域内であるため、事務指針28ページ、④のBのウに該当する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は宅地拡張ということで、申請面積108平方メートルであり、面積妥当だと思われま。資金につきましては借入金で賄うという計画になっております。

事業計画であります。申請地北側はブロック塀が既設されており、南側隣接地との境界には植栽、植木等を植えるということになっております。

雨水等の流入がないようにし、造成、整地工事は行わないとのことです。

土地選定理由としては、譲受人の隣接地であり、宅地の拡張と考え、自家用車2台の駐車場とし、空き地部分は花壇として利用する予定だそうです。

申請地にかかわる農地と一体として利用する農地以外の土地として、公衆用道路1千225平方メートルのうち1千500分の30の持ち分を取得する予定であり、用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は合併浄化槽との計画となっております。

隣接地には農地はないので、営農や被害防除対策は心配ないとのことです。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から6番までを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積272平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積544平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。転用事由、建売分譲住宅2棟の建築販売。

なお、農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号2、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積275平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積550平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。転用事由、建売分譲住宅2棟の建築、販売。

なお、農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号3、区分売買、所在大木字北大富向、地目畑、面積108平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が狭く、駐車スペースなどが不足しているため、当該申請地を宅地として拡張したい。

また、本件は議案第1号1番に関連しております。

なお、農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号4、区分使用貸借、所在八街字皿谷、地目畑、面積1千461平方メートルのうち287.78平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、両親と同居しているが、独立するため、親が所有している当該申請地に専用住宅を建築したい。

なお、農地の区分は、周辺農地において居住する者の日常生活に必要な住居で、集落に接続して設置される理由から、第1種農地特例と判断されます。

番号5、区分売買、所在八街字松ヶ丘、地目畑、面積661平方メートル。転用目的、事務所及び宿舍用地。転用事由、現在、電気設備業を営んでいるが、申請地の近隣の会社と協力して事業を行っているため、当該申請地に事務所及び宿舍を建築し、事業の拠点として効率化を図りたい。

なお、農地の区分は、周辺地域において営業する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置される理由から、第1種農地特例と判断されます。

番号6、区分贈与、所在上砂字北荒久、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、両親と同居しているが、独立するため、親が所有している当該申請地を譲り受け、専用住宅を建築したい。

なお、農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

まず、1番、2番は、小山委員が欠席ですので、事務局に代読をお願いいたします。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号1番、2番についても1番の隣接地でもありますので、一緒に調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約2キロメートルに位置し、接道条件は市道に面しております。資金については自己資金にて賄う計画です。

農地性ですが、1番、2番ともに、事務指針28ページ、④のBの(ウ)に該当する第3種農地と判断しました。

申請地に対する隣接農地ですが、1番についてはありませんが、2番については、農地所有者に説明をし、承諾を得ております。

用水は公営水道、雨水は宅内処理、汚水・雑排水は本下水道にて処理します。

被害防除ですが、ブロック、フェンス等により土砂の流出を防止します。

これらのことから、立地基準、一般基準、1番、2番ともに問題ないものと思われま

以上で報告を終わります。

○川野会長

3番については先ほど説明済みですので、4番、5番を栗原委員をお願いいたします。

○栗原委員

議案第2号4番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より西へ5キロメートルに位置し、県道に面してお

ります。進入路は確保されております。

農地性としては、農地の広がりが見られるため、事務局に広がり の面積について確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は、農業従事者である義務者と親子関係にあり、事務指針の31ページのCの(A)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅ということですが、申請面積は287.78平方メートルであり、面積は妥当だと思われま す。資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、支障となるものはありません。

また、隣接する農地は義務者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

権利者は、現在、両親と同居しており、子どもの成長に伴い居住スペースが手狭になってきており、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま す。

以上で調査報告を終わります。

次に、議案第2号5番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西南へ3.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農地の広がりが見られるため、事務局に広がり の面積について確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者の会社は近接企業の協力会社であり、事務指針の31ページ、Cの(A)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は事務所及び宿舍用地ということですが、申請面積は661平方メートルで、面積は妥当だと思われま す。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、周囲にブロックを施工し、雨水の流出等を防ぐ計画となっております。

権利者は市に千葉県内の送電線工事を請け負っていますが、工事繁忙期には八街市内に長期滞在することもあり、同業の近接企業そばの申請地に事務所及び宿舍を設けることは、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま す。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

続いて、6番の説明を菅野委員、お願いいたします。

○菅野委員

議案第2号6番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から南へ約3キロメートルに位置し、周辺は農家集落で、市道に接しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(B)に相当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は198平方メートルであります。既存宅地を含み敷地面積は386.11平方メートルであり、建設面積との関係においても面積妥当と思われまます。

資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地はなく、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内処理の計画です。

権利者は、現在、両親と同居しておりますが、独立するため、親の宅地の隣接地である申請地に住宅を建設したいとの理由もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われまます。

以上で報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号7番についてを議題といたします。

この案件は部会案件で、農政部会第2班に担当していただきました。班長の立崎委員が欠席のため、関端部長から報告をお願いいたします。関端部長、お願いいたします。

○関端部長

それでは、7番について報告をいたします。

まず、区分は賃貸借、面積ですが、1千696平方メートルということでございまして、目的は資材置場であります。現在、土木建築業を営んでいるが、業務の拡大に伴い資材置場が必要になったため、当該申請地を資材置場として利用したいという申請でございまして。

3月14日に部会の聞き取り調査を行いました。当日は農政第2班、副会長と私が出席をいたしました。事務局からは2名出席をいたしております。

申請者につきましては、代表取締役が出席をいたしました。義務者の方は、本人は欠席でございまして、代理人の方が出席をいたしました。

まず、権利者の主な事業内容でございまして、増改築、土木工事、リフォームということでございまして。

義務者の申請農地を手放す理由ということでございまして、これにつきましては、高齢で耕作が難しくなったためということでございまして。

次に、会社の概要でございまして、資本金は10万円、年商につきましては3千万円から5千万円ということでございまして。従業員は2名、保有車両につきましては5台、社用車2台とトラック2台、重機が1台という内容でございまして。

次に、事業計画でございまして、資材置場でございまして、山砂、ブロック、砕石等を置くということでございまして。

次に、申請地を選定した理由ですが、ある程度広い土地を求めていたら、この土地が見つかったということでございまして。

必要性につきましては、今まではその都度資材を用意していたが、大量に仕入れてストックできる用地の方が利便性が高いということでございまして。既存の施設はございません。

造成計画についてですが、転圧して砕石を敷き進入路を確保し、資材を置けるようにすると

いうことでございます。

次に、排水計画ですが、敷地内に遊水地を設け、基本的には自然浸透とするということでございます。

資金計画でございますが、自己資金。

それから、隣接農地でございますが、隣接農地はありません。

次に、資材置場以外の利用の旨についての確約でございますが、これは確約書が付いております。

その他の確認事項でございますが、まず、現場が傾斜地なため、これをならして碎石を敷いて中に入るようにするということでございます。

次に、山砂等が飛ばないように気を付ける。これは、ブルーシートで覆うというようなことでございます。

また、他に候補地はなかったのかという質問に対して、他の候補地を数カ所探してみたが、料金的な問題等で断念をしたということでございます。

農政第2班といたしましては、内容から見て、許可相当であろうというふうに判断をいたしました。

以上でございます。

○川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号7番について、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時15分

○川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明を願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成25年3月13日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在沖字西沖、地目畑、面積1千983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2千974平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号2、所在沖字西沖、地目畑、面積1千983平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規でございます。

なお、ただいまご説明いたしました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、特定農地貸付け申請の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第4号、特定農地貸付け申請の承認についてご説明いたします。

番号1、所在八街字九十九路、地目畑、面積2千76平方メートルのうち482.40平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積964.80平方メートル。貸付内容、募集方法は一般公募、貸付期間は1年間、区画数は25区画、1区画につき貸付面積は30平方メートル、貸付料は1万円。

申請目的、市民農園。申請事由、農業者以外の者が野菜等を栽培し自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、市民農園を開設したい。

以上です。

○川野会長

本来ならば地元委員の意見をお願いするところですが、立崎委員が欠席のため、事務局から説明をお願いいたします。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、立崎委員にかわりまして、議案第4号、特定農地貸付けに関する法律等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいた特定農地貸付け申請について、調査報告をいたします。

申請者は、昨年度、既に承認を受けて市民農園を開設しており、今回の申請は、その隣接地に新たに農園を整備して、市民農園を拡大することが目的です。

貸付規定の内容ですが、貸付対象農地の位置は、八街市役所から北東方向へ約500メートルの市営住宅長谷団地の南側に位置しています。貸付規定には、農地の所在、地番及び面積について明記されており、区画数は25区画です。

募集方法は一般公募にて実施し、定員を上回った場合は、抽選により決定。貸付条件としては、貸付期間は1年間。1区画当たり30平方メートル。貸付料金は賃料は年間1万円です。貸付規定には、貸付農地の管理、運営方法、禁止行為など、農地の適切な利用を確保するための内容についても定められており、また、周辺地域に支障を及ぼさないことなどを含んだ内容で、申請者と八街市との間で八街市市民農園貸付協定を締結しております。

市民農園の開設による周辺農地の農業上の影響については、既に開設している農園を拡大するという点でありますので、問題はありません。

利用者の駐車場や施設などについては、近隣に所在する申請者の自宅の庭などを利用する計画です。

以上、全ての調査結果から、本申請は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認要件に全て該当しているため、承認できるものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第4号については、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号と議案第6号は、関連がありますので、一括で議題といたします。

議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認につ

いて及び議案第6号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について及び議案第6号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてご説明いたします。

なお、2件の議案は関連しておりますので、一括でご説明いたします。

それでは、お手元の資料別冊をごらんいただきたいと思います。

議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページ、I、法令事務に関する点検の中の1については、総会等の開催及び議事録の作成について記載しております。

続きまして、2ページをお願いします。2、事務に関する点検の中では、（1）で農地法第3条に基づく事務許可、（2）では農地転用に関する事務について記載しております。

なお、（1）と（2）のそれぞれの1年間の処理件数は今年の2月末現在のものを記載しておりますので、3月末に改めて集計を行い、その結果をホームページに公表する予定です。

次の3ページについてですが、（3）は農業生産法人からの報告への対応について、（4）は情報提供者の表記について、そして、4ページの農用地利用集積計画の決定については、点検項目と実施状況の具体的な内容についてそれぞれ記載いたしました。

なお、4ページの見出し、農用地利用集積計画の下に括弧書きをされている1年間の処理件数50件うち決定50件の数字についても今年の2月末現在のものですので、この数字も3月末に再集計を行い、その後、ホームページに掲載したいと考えております。

次の5ページ、（5）は地域農業者からの意見等の欄で、意見をいただいた場合には、こちらの表を作成いたします。

続きまして、6ページをお願いします。II、法令事務、遊休農地に関する措置に関する評価になります。ここでは、市内の農地の現状と遊休農地に対する平成24年度の目標と実績、その達成に向けた活動などについて記載しております。

次の7ページのIII、促進等事務に関する評価についてですが、認定農業者の現状と平成24年度における目標及び実績とその達成に向けた活動計画について記載しております。

次の8ページ、2、担い手の農地の利用集積についてですが、（1）の現状ですが、ここでは平成24年3月現在の数字を記載しております。

続きまして、9ページ、3、違反転用の適切な対応。ここでは、違反転用の現状と違反転用に対する平成24年度の目標及び実績とその達成に向けた活動などについて記載いたしました。

以上が議案第5号の説明になります。

引き続き、関連の議案第6号についてご説明いたしますので、別つづりの別冊をごらんください。議案第6号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてでございます。

記載内容については、ただいま議案第5号で説明いたしました平成24年度の活動計画などをもとに作成したもので、1ページから4ページまでございます。

内容は、Ⅰとして、法令事務、遊休農地に関する措置について、Ⅱとして、促進等事務について、それぞれ記載しております。

Ⅱの中の1点目として、認定農業者等、担い手の育成及び確保について、2点目は担い手農地の利用集積について、3点目は違反転用への適正な対応についての目標や活動計画に関することとなります。

なお、今後の予定ですが、本件についてご承認いただいた後、30日間の期間を設定し、本件議案内容を市のホームページに公表し、意見募集をいたします。その後、募集意見を踏まえて本件の修正を行い、5月の総会で再度修正案のご承認をいただきたいと考えております。そして、その承認案については国へ報告を行うこととなっております。

なお、委員の皆様もご意見がありましたら、募集期間内に意見の提出をお願いします。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質疑等がありましたら、お願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号については、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第6号については、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在朝日字梅里、地目原野現況畑、面積1千454平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積8千405平方メートル。合意の成立日、平成24年12月20日。土地引渡時期、平成25年2月28日。

以上です。

○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって了承願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他、事務局からの連絡事項がございましたら、お願いいたします。

藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、私のほうから、来月の予定でございますが、3月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、川野会長、岩品委員、井口委員ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

4月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査を予定しております。担当委員、鈴木部長、栗原委員、中川委員ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

4月16日、火曜日。4月18日、木曜日。ともに午後1時30分から、部会の現地調査及び面接調査を予定しております。今回は農地部会の第1班からということになっておりますので、担当委員さん、よろしくお願いいたします。

4月22日、月曜日。総会。

4月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査、午後1時から農地相談ということで、担当委員、関端部長、森委員、井野委員ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○川野会長

委員さんの中で何かご質問があれば、お受けいたします。

特別ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして第3回八街市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

○藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時34分)

議事録署名人

議 長

2 0 番

2 1 番